上士幌町地上デジタル無線共聴施設設置事業にかかる公募型プロポーザル方式実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、上士幌町が発注する地上デジタル無線共聴施設設置事業に関する調査、設計及び施工等（以下「業務」という。）について、最適な受託者を特定する公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「プロポーザル方式」とは、業務の受託者を特定する場合において、一定条件を満たす企画及び技術提案者を公募又は指名選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、提案等に関する企画及び技術提案書（以下「提案書」という。）の提出を受け、必要に応じてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査を行い、当該業務の履行に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

２　この要綱において「公募型プロポーザル方式」とは、前項の規定に基づく公募選定によるプロポーザル方式をいう。

（対象業務の選定）

第３条　プロポーザル方式の対象業務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務

（２）一貫及び一括発注することにより期間の短縮や経費の削減が図られると想定される業務

（３）標準的な業務の実施手法等が定められていない業務

（４）前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める業務

２　町長は、プロポーザル方式により、業務を発注しようとするときは、プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において審議するものとする。

（募集要件等の決定）

第４条　町長は、公募型プロポーザル方式の募集要件として、次に掲げる事項を選定委員会に付し、決定するものとする。

（１）発注する業務名、業務内容等

（２）提案書提出者（以下、「提出者」という。）に要求される資格

（３）プロポーザル関係書類交付期間、場所及び方法

（４）参加表明書（様式第１号）の提出期限、提出先及び方法

（５）提案書の提出期限、提出先及び方法

（６）募集から受託者特定までのスケジュール

（７）その他町長が必要と認める事項

（提案資格）

第５条　町長は、プロポーザル方式により受託者の特定を行い、発注するときは次に掲げる事項を、当該業務に係る提案資格として定めるものとする。

（１）上士幌町財務規則（昭和６１年４月１日規則第２号）第８５条第２項（第９９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき作成された名簿に登載されている者。（以下、「名簿登載者」という。）又は名簿登載者による共同企業体であること。
（２）建設業法に基づく建設業（電気通信工事業）の許可を得ていること。
（３）建設業法第３条に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。
（４）建設業法第２６条に規定する技術者を専任で配置できること。
（５）その他町長が必要と認める事項

（手続開始の公表）

第６条　町長は、公募型プロポーザル方式により受託者の特定を行おうとするときは、第４条に掲げる事項について、公告及びホームページ等による公表をするものとする。

（参加表明手続）

第７条　公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、公告により指定された日までに、参加表明書、類似業務実績調書（様式第２号）及び必要書類を町長に提出しなければならない。

（提出者の選定）

第８条　町長は、前条の規定に基づき参加表明書を提出した者（以下、「参加表明者」という。）が、第５条の規定に基づく当該業務に係る提案資格を満たすかどうかについて審査し、その結果を提案資格審査結果通知書（様式第３号）により、参加表明者に対し、速やかに通知しなければならない。

２　提案資格を認められなかった参加表明者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に町長に対して書面により、その理由について説明を求めることができるものとする。

３　町長は、前項の理由を求められた時は、説明を求める書面が到達した翌日から起算して１０日以内に、書面により回答しなければならない。

（提案書の提出）

第９条　前条第１項の規定により提出者となった者は、指定された期日までに技術提案提出書（様式第４号）に提案書を添付し、町長に提出しなければならない。

（受託者の特定）

第１０条　選定委員会は、あらかじめ定めた基準に従い提案書を審査し、当該審査結果について速やかに町長に報告するものとする。

２　町長は、前項の審査結果の報告を受け、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提出者（以下、「最適提案者」という。）及び次点の者（以下、「次点者」という。）を特定する。

３　町長は、前項の規定により、特定された者及び特定されなかった者に対して、受託者特定結果通知書（様式第５号）により、その結果を速やかに通知しなければならない。

４　特定されなかった者は、当該結果の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内に町長に対して書面により、その理由について説明を求めることができるものとする。
５　町長は、前項の理由を求められた時は、説明を求める書面が到達した翌日から起算して１０日以内に、書面により回答しなければならない。
６　町長は、前項により回答した理由について選定委員会に報告するものとする。
（契約の締結）
第１１条　町長は、前条第２項の規定により最適提案者に特定された者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、最適提案者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。
（提案資格の喪失）
第１２条　当該業務について、提案資格を認められた者が資格確認後において、次のいずれかに該当することとなったときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提案された提案書は無効とする。
（１）第５条に規定する当該業務に係る提案資格を満たさなくなったとき
（２）参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をしたとき
（実施上の留意事項）
第１３条　実施上の留意事項は次のとおりとする。
（１）提案書の作成及び提出に要する費用については、町は一切負担を負わないものとする。
（２）提出された提案書は、返却しないものとする。
（３）提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
（委任）
第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月１２日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。

様式第１号（第４条関係）

参 加 表 明 書

年　　月　　日

上士幌町長　　様

（共同企業体の場合は共同企業体名を冠すること）

提出者　　住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称　　社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

（電話番号）
（FAX 番号）
担当者
職氏名

業務名

本書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する事実はなく、本書の提出時において上士幌町の指名停止処分は受けておりません。

様式第２号（第７条関係）

類 似 業 務 実 績 調 書

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受 注 者 名		
業務名等	業　務　名	
	発注機関名 （官公庁・市町村名）	
	施 行 場 所	
	契 約 金 額	
	業 務 期 間	
	受 注 形 態	□元請　　□下請　　□その他（　　）
業務概要		

注１　公告において明示した発注業務と類似する業務実績について記載すること。

２　この様式は、申請が共同企業体の場合、構成員ごとに作成すること。

３　「受注者名」欄は元請の名称を記入すること。受注実績が共同企業体の構成員としてのものである場合は、当該共同企業体の名称を記載すること。

４　類似業務実績を証明するものとして、契約書の写しを添付すること。

５　共同企業体としての実績がある場合は、当該共同企業体の協定書及び付属協定書のそれぞれの写しを添付すること。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

様

上士幌町長

提 案 資 格 審 査 結 果 通 知 書

次の件について、提案資格審査の結果を通知します。

公告日	年　　月　　日
業務名	
提案資格の有無	
提案資格がないと認めた理由	

（注）資格がないと通知された方は、町に対して資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合、平成２３年１１月１０日正午までに企画財政課情報交流担当へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第４号（第９条関係）

技 術 提 案 提 出 書

年　　月　　日

上士幌町長　　様

（共同企業体の場合は共同企業体名を冠すること）

提出者　　住所（所在地）〒

（フリガナ）
商号又は名称

社印

（フリガナ）
代表者職氏名　　㊞

（電話番号）
（FAX 番号）
担当者
職氏名

業務名

標記業務について、技術提案書を提出します。

様式第５号（第１０条関係）

年　　月　　日

様

上士幌町長

受　託　者　特　定　結　果　通　知　書

次の件について、受託者特定審査の結果を通知します。

業務名	
特定結果	
特定されなかった理由	

（注）特定されなかったと通知された方は、町に対して特定されなかった理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合、平成２３年１２月２日正午までに企画財政課情報交流担当へその旨を記載した書面を提出してください。